

非核・平和都市佐賀市を宣言する決議

世界の恒久平和は、人類共通の願いである。

核兵器を廃絶し、21世紀を戦争のない平和で安心して暮らせる時代にすることは、今を生きる私たちにとって課せられた最大の責務である。

しかし、今なお世界には大量の核兵器が厳然と存在し、核保有国の拡大も懸念されるなど、世界の平和と人類の生存に大きな脅威を与えている。

我が国は世界唯一の核被爆国として、広島、長崎の惨禍を再び繰り返さないために核兵器廃絶を全世界へ訴え続けていかなければならない。

私たちの佐賀市は、緑豊かな森林と命をはぐくむ宝の海・有明海を結ぶ、自然に恵まれた新しいまちとして誕生した。

このまちで、すべての人々が平和のうちに安心して暮らし、働き続けられることを願ってやまないものである。

よって佐賀市は、非核・平和都市として平和憲法の本質にのっとり、「非核三原則」を将来も遵守し、あらゆる国のあらゆる核兵器の廃絶を全世界に強く訴え、核兵器の全面撤廃と軍縮を推進し、もって世界の恒久平和達成をめざすものである。

以上、決議する。

平成17年12月20日

佐賀市議会

飲酒運転撲滅を宣言する決議

交通事故のない安全で安心して暮らせる社会の実現は、市民全ての切実な願いであるとともに、長年の課題でもある。

飲酒運転による交通事故は、危険運転致死傷罪の新設や飲酒運転の厳罰化等を背景に、全国的には減少傾向にあるものの、依然として悪質な飲酒運転による人身事故は後を絶たない状況である。

こうした状況下において、公務員が加害者となる交通事故も多発しており、さらに、先日、若い三人の尊い命を奪い、幸せな家庭を一瞬にして崩壊させた飲酒運転に起因した交通事故は、国民に大きな衝撃と深い悲しみをもたらし、飲酒運転の怖さをあらためて痛感させられた。

そのため、こうした悲劇を二度と繰り返さないよう、市民とともに飲酒運転を追放する決意を新たにすることがある。

飲酒運転撲滅のためには、運転者の交通安全意識の向上はもとより、家庭や職場さらには地域が一体となって、「飲酒運転は絶対にしない・させない」という強い意志を示すと同時に、飲酒運転の取締り、交通安全の普及・啓発等の施策を強化しなければならない。

よって本市議会は、ここに改めて交通安全意識の徹底を強く呼びかけるとともに、関係機関・団体との連携を強化し、市をはじめ市民と一体となって飲酒運転撲滅に向けて全力を挙げて取り組むことを宣言する。

以上、決議する。

平成18年9月20日

佐賀市議会

銃器犯罪の根絶に関する決議

平成19年11月8日、武雄市内の病院に入院中の市民が、拳銃で射殺される事件が起きた。しかも、病院という多くの市民等が集まる身近で安全であるはずの場所で、卑劣きわまる凶悪な殺人事件が発生したことに、市民は大きな衝撃を受け、銃器犯罪に対して恐怖と不安を感じている。

このような銃器による犯罪は、安全で安心して暮らせる平和な住みよい環境を望んでいる市民の強い願いを破壊するものであり、断じて許すことはできない。

国においては、今般、銃刀法による罰則を強化し、銃器犯罪の防止を図ろうとしているが、そうした中でこうした事件が発生したことは、誠に遺憾であり、依然銃器による犯罪が全国各地で絶え間なく発生している状況は、極めて憂慮すべき事態と言わざるを得ない。

よって、国、県、市並びに警察当局においては、今回のような銃器による凶悪犯罪の発生を重く受け止め、銃器犯罪の対策等を強化することにより、二度とこのような事件が起きることのないよう、万全の対策を強く求める。

本市議会は、銃器犯罪はもとより、いかなる凶悪犯罪も許さない社会環境を醸成し、こうした悲劇が再び繰り返されることのない安全・安心な社会を築くことに全力を挙げて取り組むことをかたく誓うものである。

以上、決議する。

平成19年12月6日

佐賀市議会

暴力団等による暴力の根絶に関する決議

佐賀市議会では、これまで民主主義に対するテロ・暴力行為に関する決議や少年を暴力団から守る活動に関する決議及び銃器犯罪の根絶に関する決議を行い、市民の安全意識の高揚と自主的な安全活動の推進を図るとともに市民生活の安全と平和で豊かな市の発展のために、毅然とした姿勢で反社会的な犯罪組織である暴力団の根絶に向けた取り組みを進めてきたところである。

しかしながら、これらの取り組みを無視するかのごとく、暴力団の抗争事件が県内や九州各地において頻発し、善良な市民を巻き込む痛ましい事件が起きている。こういった事件が起きるたびに、市内では警察による厳戒態勢が敷かれ、市民は暴力の恐怖に怯えている。さらに、県内のみやき町において、指定暴力団関連施設の進出が進められようとしており、住民に新たな衝撃を与えている。このような暴力団の行為は、平和で安全な生活を願う市民に対する重大な挑戦であり、断じて許すことはできない。

よって、我々は、暴力団の存在を許さないという強い決意のもとに、暴力のない明るく豊かな社会を実現するため、市民・警察・行政・議会等の強力な結束により、市民の総力を結集し、全力を挙げて暴力の根絶にまい進するものである。

以上、決議する。

平成20年12月4日

佐賀市議会

は し が き

この市政概要は、佐賀市政全般について、主要項目別に収録したものです。

佐賀市は、平成17年10月1日に旧佐賀市、旧諸富町、旧大和町、旧富士町及び旧三瀬村で新設（対等）合併して誕生し、その後、平成19年10月1日に旧川副町、旧東与賀町及び旧久保田町が編入合併して、現在の佐賀市になりました。

本書に掲載しております数値等につきましては、特段の記載がないものは、現在の市域として、旧市町村分も含まれたものになっております。

内容については、まだ不十分で、不備な点も多いかと思いますが、市政の現況を理解していただく上で、少しでもお役に立てば幸いです。

本書の発刊にあたり、関係者から貴重な資料をいただきました。改めてお礼を申し上げます。

佐賀市議会事務局

市 政 概 要 目 次

市 勢	1	10. 統 計	50
沿 革	1	11. 広 報	51
自 然	2	12. 公 聴	53
位置と広ぼう	2	13. 防 災	55
人口と世帯	3	14. 消 防 団	56
		15. 住 居 表 示	58
市町村合併	5	16. 自 治 会	58
1 市 3 町 1 村合併	5	17. 平和展事業	58
1 市 3 町合併	5	18. 情 報 公 開	59
		企画調整部	65
議 会	7	1. 行政評価システム	65
議長・副議長	7	2. 経営戦略会議	68
議 員 名 簿	7	3. 行政改革事業	69
構 成	8	4. 生活バス路線の確保	71
議 会 運 営	10	5. 地域審議会	72
議会活動状況	11	6. 男女共同参画	73
報酬・費用弁償等	13	7. 電子自治体化の推進	75
議会事務局	14	8. 電算自己処理業務一覧	76
議会活動への支援	15	市民生活部	78
		1. 戸籍・住民基本台帳事務	78
総合計画	17	2. 総 合 窓 口	81
		3. 市民サービスセンター	83
総務委員会	21	4. 市 民 相 談	84
総 務 部	21	5. つくし斎場	85
1. 市長・副市長	21	6. 川副葬祭公園	86
2. 行 政 機 構	22	7. 東与賀火葬場	87
3. 人事・給与	29	8. 市 税	88
4. 特別職職員等の報酬等	34	9. 市民活動センター	93
5. 財 政	37	10. 市民活動推進	94
6. 基 金	43	11. 交通安全・防犯	98
7. 財 産	44	12. 消 費 生 活	101
8. 市 庁 舎	45	13. 国 際 交 流	103
9. 契約・工事検査	49	監 査 委 員	104

公平委員会 108

選挙管理委員会 109

文教福祉委員会 113

保健福祉部 113

1. 救急医療情報 113

2. 保健予防 119

3. 佐賀市健康づくり計画
「いきいきさがし21」 123

4. 少子化への対応 127

5. 母子保健計画「すこやか親子計画」
の策定 131

6. 母子保健 134

7. 予防接種事業 139

8. 佐賀市保健福祉会館 140

9. 佐賀勤労者総合福祉センター 141

10. 佐賀市健康運動センター 142

11. 高齢者福祉 144

12. 障がい者の福祉 158

13. その他の福祉 167

14. 民生委員・児童委員 169

15. 生活保護 172

16. 人権・同和政策 175

17. 国民健康保険 179

18. 国民年金 189

教育委員会 192

1. 佐賀市教育基本計画 192

2. 教育委員 193

3. 就学前からの教育の充実 193

4. 少子化への対応 213

5. 文化活動の促進・伝統文化の継承 225

6. 佐賀市文化会館・佐賀市民会館 226

7. 佐賀市立東与賀文化ホール 229

8. 家庭・地域の教育力の向上 230

9. 生涯学習 235

10. 図書館 245

11. 魅力ある文化の醸成 252

12. 市民スポーツ 264

佐賀市立富士大和温泉病院 279

1. 施設概要 279

2. 事業概要 279

3. 業務状況 280

4. 平成19年度決算状況 281

経済企業委員会 283

経済部 283

1. 商工業の振興 283

2. 中心市街地の活性化 289

3. 観光振興 292

農林水産部 297

1. 農林水産 297

2. 土地改良事業 312

農業委員会 325

交通局 329

水道局 334

建設環境委員会 339

建設部 339

1. 都市計画 339

2. 区画整理 347

3. 国土調査事業 349

4. 都市緑化の推進 354

5. 建築指導 359

6. 道路 364

7. 排水対策 373

8. 河川浄化 375

9. 市営住宅 377

環境下水道部 380

1. 公害対策 380

2. 環境衛生 383

3. 環境マネジメントシステムの普及 …	385
4. 自然環境保全活動の推進 ……………	387
5. 温暖化防止対策の推進 ……………	389
6. 「トンボ王国・さが」づくり事業 ……………	391
7. 環境おたすけマン ……………	391
8. 学校教育における環境学習 ……………	392
9. 大学と連携した環境学習の推進 （佐賀環境フォーラム） ……………	393
10. 全国星空継続観察 ……………	395
11. 佐賀市エコプラザ管理運営事業 …	396
12. 佐賀市環境保健推進協議会 ……………	398
13. ごみ処理 ……………	399
14. し尿処理 ……………	410
15. 下水道 ……………	412
広域連合等 ……………	431
佐賀中部広域連合 ……………	431
佐賀県後期高齢者医療広域連合 ……………	447
佐賀市土地開発公社 ……………	450
佐賀東部水道企業団 ……………	452
西佐賀水道企業団 ……………	454
脊振共同塵芥処理組合 ……………	456
天山地区共同塵芥処理場組合 ……………	461
天山地区共同衛生処理場組合 ……………	466
三神地区環境事務組合 ……………	467
天山地区共同斎場組合 ……………	468
神埼地区消防事務組合 ……………	469
佐賀市シルバー人材センター ……………	477
佐賀市社会福祉協議会 ……………	479
 施設名索引 ……………	 519

市勢		1
市町村合併		5
議 会		7
總 合 計 画		17
總 務 委 員 会	總 務 部	21
	企 画 調 整 部	65
	市 民 生 活 部	78
	監査委員・公平委員会・選挙管理委員会	104
文 教 福 祉 委 員 会	保 健 福 祉 部	113
	教 育 委 員 会	192
	富士大和温泉病院	279
經 済 企 業 委 員 会	經 済 部	283
	農 林 水 産 部	297
	農 業 委 員 会	325
	交通局・水道局	329
建 設 環 境 委 員 会	建 設 部	339
	環境下水道部	380
広 域 連 合 等		431
施 設 名 索 引		519

市 勢

1. 沿 革	1
2. 自 然	2
3. 位置と広ぼう	2
4. 人口と世帯	3

1. 沿革

佐賀市は平成17年10月1日に佐賀市、諸富町、大和町、富士町及び三瀬村が合併して誕生しました。

さらに平成19年10月1日には川副町、東与賀町及び久保田町と合併し、人口241,361人（平成17年国勢調査）、面積431.42平方キロメートルの市となっております。

新しい佐賀市は、脊振山系の山ろく部の山林や清流、古代肥前の国の行政府跡「肥前国庁」、中心部の長崎街道に代表される歴史遺産や佐賀城公園、日本の近代化を先導した“幕末維新期の佐賀”の魅力を紹介している佐賀城本丸歴史館、筑後川にかかる昇開橋や佐賀平野に広がるクリークや田園風景、豊饒の海といわれる“有明海”など素晴らしい環境に恵まれています。特に観光面においては、山間部にある観光りんご園、温泉、スキー場、また沿岸部における干潟の個性的な動植物など、多様な魅力を備えるまちとなりました。

旧佐賀市

明治22年4月1日	市制施行
大正11年10月1日	神野村を合併
昭和29年3月31日	隣接5村を合併（西与賀村、嘉瀬村、高木瀬村、巨勢村、兵庫村）
昭和29年10月1日	隣接5村を合併（北川副村、本庄村、鍋島村、金立村、久保泉村）
昭和30年4月1日	蓮池町の一部を合併

旧諸富町

明治22年4月1日	町村制施行により東川副村、新北村となる。
昭和30年3月1日	東川副村と新北村の2村が対等合併し、諸富町となる。

旧大和町

明治22年4月1日	町村制施行により、春日村、川上村、松梅村となる。
昭和30年4月16日	春日村、川上村、松梅村の3村合併にて大和村となる。
昭和33年6月1日	富士村大字八反原を編入する。
昭和34年1月1日	町制施行により大和町になる。
平成8年4月1日	松瀬地区の一部を境界変更により富士町に分割する。

旧富士町

明治22年4月1日	町村制施行により佐賀郡小関村、小城郡南山村、小城郡北山村となる。
昭和31年9月30日	小関村、南山村、北山村が合併により富士村となる。
昭和33年6月1日	八反原を境界変更により大和村に分割。
昭和41年10月1日	町制施行により富士町となる。
平成8年4月1日	境界変更により大和町松瀬地区の一部を編入。

旧三瀬村

明治22年4月1日	町村制施行により三瀬村となる。
-----------	-----------------

平成17年10月1日 佐賀市、諸富町、大和町、富士町、三瀬村が新設合併により佐賀市となる。

旧川副町

明治22年4月1日	町村制施行により佐賀郡南川副村、中川副村、大詫間村、西川副村となる。
昭和28年4月1日	町制施行により南川副町となる。
昭和30年4月1日	南川副町、中川副村、大詫間村が合併により川副町となる。
昭和31年4月1日	西川副村を編入する。

旧東与賀町

明治22年4月1日	町村制施行により下古賀村、田中村、飯盛村が合併し東与賀村となる。
昭和41年10月1日	町制施行により東与賀町となる。

旧久保田町

明治22年4月1日	市町村制施行により久保田村、徳万村、新田村、久富村が合併し久保田村となる。
昭和42年4月1日	町制施行により久保田町となる。

平成19年10月1日 川副町、東与賀町、久保田町が佐賀市に編入合併をする。

今後も市民や地域が、それぞれの個性や魅力を発揮しながら、市の将来像として掲げている“人と自然が織りなす「やさしさと活力にあふれるまち さが」”の実現を目指してまいります。

2. 自然

佐賀平野は亜熱帯のクスノキが多く、またアコウやサザンカの自生北限地帯となっています。これは佐賀市の位置が日本列島の南部に近く、表日本式気候の影響を受けているからです。気候は温暖で、平成19年の年平均気温は摂氏17.4度、年間雨量は1,624.5ミリです。

3. 位置と広ぼう

位 置	佐賀市栄町1番1号（佐賀市役所）
	東経130° 18' 12" 北緯33° 15' 36"
面 積	431.42km ²
海 抜	4.0m
海岸線	29.1km
距 離	東西 22.34km 南北 37.83km
経 度	極東 130° 22'（諸富町） 極西 130° 08'（富士町）
緯 度	極南 33° 08'（川副町） 極北 33° 28'（富士町）

4. 人口と世帯

(1) 世帯数、推計人口(平成20年4月1日現在)及び人口動態(平成19年10月から平成20年3月までの合計)

世帯数 (世帯)	人 口 (人)			自然動態 (人)		社 会 動 態 (人)			
	計	男	女	出 生	死 亡	転 入		転 出	
						県 内	県 外	県 内	県 外
89,060	238,356	112,655	125,701	1,037	1,255	1,464	2,980	1,403	4,492

(2) 世帯数及び推計人口の推移

(各年度10月1日現在)

	平 成 17 年 度	平 成 18 年 度	平 成 19 年 度
世 帯 数	87,731 (世帯)	88,543 (世帯)	89,400 (世帯)
男	114,390 (人)	114,096 (人)	113,750 (人)
女	126,971 (人)	126,631 (人)	126,275 (人)
人 口 計	241,361 (人)	240,727 (人)	240,025 (人)

※平成17年度は国勢調査の数値

(3) 産業別人口

(国勢調査)

	平 成 12 年		平 成 17 年		
	実 数(人)	構 成 比(%)	実 数(人)	構 成 比(%)	対前回比(%)
総 数	117,098	100.0	114,711	100.0	98.0
第1次産業	9,623	8.2	8,756	7.6	91.0
農 業	7,677	6.6	6,875	6.0	89.6
林 業	58	0.0	43	0.0	74.1
漁 業	1,888	1.6	1,838	1.6	97.4
第2次産業	25,484	21.8	21,968	19.1	86.2
鉱 業	14	0.0	13	0.0	92.9
建 設 業	11,505	9.8	9,551	8.3	83.0
製 造 業	13,965	11.9	12,404	10.8	88.8
第3次産業	81,433	69.5	83,092	72.4	102.0
卸小売業・飲食店	30,255	25.8	28,407	24.8	93.9
金融・保険・不動産業	4,970	4.2	4,472	3.9	90.0
運輸・通信業	6,149	5.3	5,811	5.1	94.5
電気・ガス・水道業	696	0.6	742	0.6	106.6
サービス業	34,041	29.1	38,053	33.2	111.8
公 務	5,322	4.5	5,607	4.9	105.4
分類不能の産業	558	0.5	895	0.8	160.4

※産業分類の改訂により、平成12年のデータは平成17年と同じ枠組みで組み替えて集計している。

(4) 人口集中地区（D.I.D：DENSELY INHABITED DISTRICT）

人口集中地区とは、国勢調査を単位地域として、人口密度の高い国勢調査区（人口密度1km²当たり4千人以上）が隣接して、人口5千人以上を有する地域をいう。（旧佐賀市及び旧大和町）

人口集中地区（佐賀市）

10月1日現在

年次	面 積 (ha)			人 口 (人)			人 口 密 度 (人/ha)	
	行政区域	人 口 集中地区	比 率 (%)	行政区域	人 口 集中地区	比 率 (%)	行政区域	人 口 集中地区
平17	35,515	2,580	7.3	206,967	138,048	66.7	5.8	53.6

人口集中地区（旧佐賀市）

各年10月1日現在

年次	面 積 (ha)			人 口 (人)			人 口 密 度 (人/ha)	
	行政区域	人 口 集中地区	比 率 (%)	行政区域	人 口 集中地区	比 率 (%)	行政区域	人 口 集中地区
昭50	10,368	1,390	13.4	152,258	88,965	58.4	14.7	64.0
昭55	10,368	1,810	17.5	163,765	109,660	67.0	15.8	60.6
昭60	10,368	1,990	19.2	168,252	116,188	69.1	16.2	58.4
平 2	10,368	2,050	19.8	169,963	116,983	68.8	16.4	57.1
平 7	10,376	2,280	22.0	171,231	127,530	74.5	16.5	55.9
平12	10,376	2,381	22.9	167,955	127,010	75.6	16.2	53.3

人口集中地区（旧大和町）

各年10月1日現在

年次	面 積 (ha)			人 口 (人)			人 口 密 度 (人/ha)	
	行政区域	人 口 集中地区	比 率 (%)	行政区域	人 口 集中地区	比 率 (%)	行政区域	人 口 集中地区
昭50	5,513	—	—	16,864	—	—	3.1	—
昭55	5,513	—	—	18,039	—	—	3.3	—
昭60	5,513	120	2.2	19,327	6,085	31.5	3.5	50.7
平 2	5,552	170	3.1	20,222	8,109	40.1	3.6	47.7
平 7	5,551	190	3.4	21,507	10,287	47.8	3.9	54.1
平12	5,542	189	3.4	21,956	10,658	48.5	4.0	56.4

市町村合併

1. 1市3町1村合併 5
2. 1市3町合併 5

市町村合併（平成の大合併）

1. 1市3町1村合併（平成17年10月1日）

主な協議結果

○合併の方式 新設合併

○合併の期日 平成17年10月1日

○市の名称 「佐賀市」

○市の事務所の位置 現佐賀市庁舎の位置（佐賀市栄町1番1号）

○事務組織及び機構の取り扱い

- ・役場の統廃合については、段階的に縮小していくが、本庁舎までの距離、交通手段、地域住民の意向及び社会情勢の動向を考慮し、合併から概ね10年後に再度議論する。
- ・現在の3町1村の庁舎は、合併後当分の間それぞれの区域を所管する支所とする。

○議員の定数及び任期の取り扱い

- ・議会議員の定数
議員定数38人で設置選挙（合併の日から50日以内）。

○地域審議会及び地域自治組織の取り扱い

- ・地域審議会を佐賀市を除く3町1村の区域にそれぞれ設置する。
- ・設置期間は平成17年10月1日から平成27年3月31日までとする。

2. 1市3町合併（平成19年10月1日）

主な協議結果

○合併の方式 編入合併

○合併の期日 平成19年10月1日

○市の名称 「佐賀市」

○市の事務所の位置 現佐賀市庁舎の位置（佐賀市栄町1番1号）

○事務組織及び機構の取り扱い

- ・役場の統廃合については、段階的に縮小していくが、本庁舎までの距離、交通手段、地域住民の意向及び社会情勢の動向を考慮し、合併から概ね8年後に再度議論する。
- ・現在の3町の庁舎は、合併後当分の間それぞれの区域を所管する支所とする。

○議員の定数及び任期の取り扱い

- ・議会議員の定数
定数特例により、議会の議員の定数は、佐賀市議会議員の在任期間（平成21年10月22日）に限り、6人増員して44人とする。
- ・増員選挙の選挙区
川副町の区域に定数3人、東与賀町の区域に定数1人、久保田町の区域に定数2人の選挙区を設ける。（告示日平成19年10月21日、投票日平成19年10月28日）

- ・ 合併後最初の一般選挙

平成21年10月に行われる一般選挙の議員の定数は、38人とする。

○地域審議会及び地域自治組織の取り扱い

- ・ 地域審議会を佐賀市を除く 3 町の区域にそれぞれ設置する。
- ・ 設置期間は平成19年10月 1 日から平成29年 3 月31日までとする。